

精神障害者保健福祉手帳

1 趣旨・対象者

この手帳は、精神保健福祉法に基づき、一定程度の精神障がいのある状態にあることを認定するものです。手帳を持つことにより様々な支援を受けることができますので、精神障がいのある方が自立した生活を送り、社会参加することへの手助けとなります。

対象者・統合失調症、双極性感情障がい、てんかん、発達障がい、高次脳機能障がいなどの精神障がいのために、長期にわたって日常生活や社会生活に制約のある方

2 障害等級について

等級は精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであります。

障害等級	障がいの程度	運賃減額欄
1級	日常生活が1人ではできない状態（常時他人の援助が必要な状態）	第1種
2級	必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は困難な状態	第2種
3級	日常生活・社会生活を送れるが、ときに制約がある状態	

3 精神障害者割引制度について

令和7年4月1日からJR各社において精神障害者割引制度が始まります。

割引を利用するには、次の精神障害者保健福祉手帳を係員に提示する必要があります。

- ① 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額欄」に第1種又は第2種が記載されている
- ② 顔写真が貼付されている

※ 有効期限が切れていたり、顔写真貼付のない手帳では、割引を利用できません。

令和7年2月25日交付以前の手帳をお持ちで、割引利用を希望する方は、手帳をお持ちの上、市町村窓口に出してください。本人以外の方が手続きを代行することもできます。顔写真貼付のない手帳をお持ちの方は、一年以内に撮影した顔写真もお持ちください。

なお、上記①を記載するシール貼付は令和9年度末までの対応となり、令和10年度以降は手帳発行のための申請をしていただくことになります。



JR各社の運賃割引の内容（JRグループのプレスリリースから引用。詳細はJR各社にお問い合わせください。）

（1）介護者の方と一緒にご利用になる場合

- ①手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。
- ②割引となる介護者の方は1名です

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方と介護者の方	・普通乗車券 ・回数乗車券 ・普通急行券 ・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割
12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割

（2）手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合

片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
・第1種精神障害者の方 ・第2種精神障害者の方	・普通乗車券	5割

※JR各社以外の割引の有無や内容は事業者により異なります。詳細は各事業者にお問い合わせください。

※マイナポータルに運賃減額欄が反映されるのは、令和8年6月末以降の予定です。

4 障害者手帳の様式が選べます

大分県では令和2年10月からカード様式の障害者手帳を発行しています。ご希望にあわせて従来の紙型がカード型かのいずれかを選択できます。なお、カード型の場合、印刷される顔写真は白黒になります。

5 申請方法

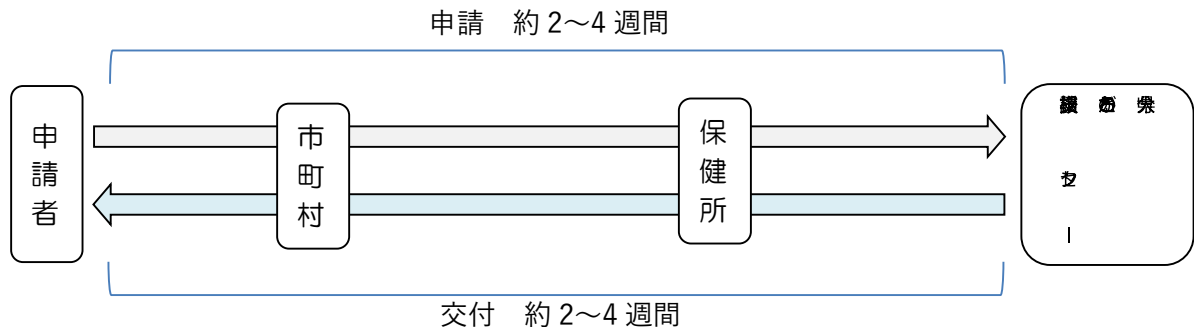
申請者	精神障がい者ご本人 本人以外の方が、申請書の提出や手帳の受取を代行することもできます。													
申請先	居住地のある市町村窓口（詳しくは「9市町村申請窓口」を参照）													
必要書類	<p>（各様式は大分県ホームページ又は市町村の窓口にあります）</p> <table border="1"><tr><td>①本人確認書類</td><td>マイナンバーカード又は運転免許証</td></tr><tr><td>②マイナンバーを確認できるもの</td><td>マイナンバーカード又は個人番号が記載された住民票の写し等</td></tr><tr><td>③申請書</td><td>申請書にはマイナンバーの記載が必要です。</td></tr><tr><td>④診断書 （精神障害者保健福祉手帳用）</td><td>精神障がい初めて病院にかかった日（主たる精神障害の初診日）から6か月以上経過して作成された診断書であることが必要です。</td></tr><tr><td>⑤写真</td><td>※縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したもの ※1年以内に撮影したもの</td></tr></table> <p>○精神障がいを支払事由とする障害年金又は特別障害給付金を受給されている方 申請書に記載されるマイナンバーによって確認できる情報により判定を行います。年金等級が手帳の障害等級となります。 マイナンバーによっても確認できない場合に年金支給機関へ郵送照会を行いますので、<u>年金証書等の写し（次のア又はイのいずれか）と同意書の提出をお願いします。</u>併せて、上記①②③⑤を提出ください。</p> <table border="1"><tr><td>ア 年金証書の写し （直近の年金振込（支払）通知書の写しも可）</td></tr><tr><td>イ 特別障害給付金受給資格証の写し （特別障害者給付金支給決定通知書の写し、 又は直近の国庫金振込通知書の写し、国庫金送金通知書の写しも可）</td></tr><tr><td>同意書 ※障がいの種類や等級を年金支給機関に郵送照会するのに必要です。</td></tr></table>	①本人確認書類	マイナンバーカード又は運転免許証	②マイナンバーを確認できるもの	マイナンバーカード又は個人番号が記載された住民票の写し等	③申請書	申請書にはマイナンバーの記載が必要です。	④診断書 （精神障害者保健福祉手帳用）	精神障がい初めて病院にかかった日（主たる精神障害の初診日）から6か月以上経過して作成された診断書であることが必要です。	⑤写真	※縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したもの ※1年以内に撮影したもの	ア 年金証書の写し （直近の年金振込（支払）通知書の写しも可）	イ 特別障害給付金受給資格証の写し （特別障害者給付金支給決定通知書の写し、 又は直近の国庫金振込通知書の写し、国庫金送金通知書の写しも可）	同意書 ※障がいの種類や等級を年金支給機関に郵送照会するのに必要です。
①本人確認書類	マイナンバーカード又は運転免許証													
②マイナンバーを確認できるもの	マイナンバーカード又は個人番号が記載された住民票の写し等													
③申請書	申請書にはマイナンバーの記載が必要です。													
④診断書 （精神障害者保健福祉手帳用）	精神障がい初めて病院にかかった日（主たる精神障害の初診日）から6か月以上経過して作成された診断書であることが必要です。													
⑤写真	※縦4cm×横3cm、脱帽・上半身を写したもの ※1年以内に撮影したもの													
ア 年金証書の写し （直近の年金振込（支払）通知書の写しも可）														
イ 特別障害給付金受給資格証の写し （特別障害者給付金支給決定通知書の写し、 又は直近の国庫金振込通知書の写し、国庫金送金通知書の写しも可）														
同意書 ※障がいの種類や等級を年金支給機関に郵送照会するのに必要です。														
その他	<p>○<u>精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費（精神通院医療）を同時に申請される場合</u> 診断書（精神通院医療用）を省略し、診断書（精神障害者保健福祉手帳用）のみで申請できます。申請書は、障害者手帳申請書と、自立支援医療（精神通院）支給認定申請書の2枚が必要です。 また、更新手続きを同時に行いやすいように、自立支援医療費（精神通院医療）受給者証の期限を、精神障害者保健福祉手帳の期限に合わせて短くすることができますので、希望される方は市町村窓口でお尋ねください。</p>													

※有効期間は2年です。申請に基づき障がいの状態を審査して決定します。

6 交付

- (1) 申請に基づいて審査を行い交付が決定すると、県知事から手帳が交付されます。
非該当の場合は、不承認通知書が交付されます。
- (2) 手帳は「障害者手帳」と表記され、提出いただいた写真が貼られます。
手帳には、「氏名」「住所」「生年月日」「障害等級」「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」「手帳番号」「交付日」「有効期限」が記載されます。
- (3) 手帳の交付は、申請された市町村の窓口で行います。
 - ・更新、等級変更、県外からの転入又は汚損や破損等による再交付など、新たに手帳が交付される場合は、以前の手帳と引換えになります。
 - ・更新等で新たな手帳が交付されない場合は、現在お持ちの手帳に、市町村の窓口で有効期限を追記します。

7 申請から交付までの流れ



8 手帳を交付された場合に利用できる施策・サービス

※所得要件があるものや写真貼付が必要なものがありますので、ご注意ください。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">○診断書添付による手帳をお持ちの方が新たに自立支援医療費（精神通院）を申請する場合、手帳のみで申請できます。○税制上の優遇措置が受けられます。
（所得税、住民税、自動車税（1級）、等）○生活保護の障害者加算の認定が受けられる場合があります。（1、2級）○重度心身障がい者医療費給付事業の対象になります。（1級）○後期高齢者医療に65歳から加入できる障がい認定の対象になります。（1、2級）○在宅重度障がい者住宅改造助成事業の対象になります。（1級）○障害者総合支援法のサービス（ホームヘルプ等）を利用できます。○企業の障害者雇用率に算定されます。○公営住宅の優先抽選枠の対象となります。また、単身入居の申込みができます。○生活福祉資金貸付制度を利用できます。 | <ul style="list-style-type: none">○大分県あったか・はーと駐車場の利用証の発行を受けられます。（1級）○駐車禁止除外指定車標章の交付を受けられます。（1級）○大分県立図書館の障がい者宅配貸出サービスを利用できます。（1、2級）○N T Tの番号案内（104）が事前登録により無料で利用できます。○N H K放送受信料の減免があります。○大分県立美術館等の公共施設や、各映画館等の各種施設の入場料の割引があります。○JR 運賃、バス運賃、国内線航空旅客運賃、船舶運賃、ホーバー運賃、タクシー運賃の割引があります。
（・写真が貼付された手帳の提示が必要です。
・事業者により、第1種又は第2種の記載を要件とする場合があります（JR等）。
・ホーバーは、大人料金のみ割引となります。）○携帯電話基本料金の割引があります。（プランによります） |
|--|---|

そのほか、市町村独自のサービスもあります。お住まいの市町村によって異なりますので、市町村窓口でお尋ねください。



9 手帳交付後の申請又は届出

手帳が交付された後、下表の場合は手続きが必要です。お住まいの市町村窓口へ提出してください。

申請の種類	内容	必要な書類
更新	・現在お持ちの手帳の有効期限経過後も、引き続き手帳の交付を希望するとき ※有効期限の3か月前から更新申請ができます。	・5申請方法の必要書類と同様 (写真は新たな手帳が必要なとき) ・現在お持ちの手帳
氏名や住所の変更	・氏名や住所が変わったとき ※違う市町村や都道府県に住所を変更したときは、転入先の市町村に届け出てください。	・現在お持ちの手帳 ・変更内容が確認できるもの
障害等級の変更	・障がいの状態に変化があったとき ・障害年金の等級が変わったとき	・5申請方法の必要書類と同様 ・写真(5申請方法の必要書類⑤)
再交付	・手帳が汚れたり、破れたり、紛失したとき ・手帳の様式を変更したいとき (紙様式→カード様式、カード様式→紙様式) ・写真なしの手帳に、写真を貼りたいとき	・再発行申請書(市町村窓口にあります) ・現在お持ちの手帳(紛失除く) ・写真(5申請方法の必要書類⑤)
返還	・手帳を使わなくなったとき	・現在お持ちの手帳
	・再交付を受けた後、紛失した手帳が見つかったとき	・見つかった手帳
死亡	・手帳の交付を受けた方が亡くなったとき	・ご本人の手帳 ・死亡を確認できる書類

10 市町村申請窓口(令和6年9月現在)

市町村名	窓口名		郵便番号	所在地	電話番号
大分市	大分市役所	障害福祉課 医療・手当給付担当班	870-8504	大分市荷揚町 2-31	097-537-5786
別府市	別府市市役所	障害福祉課	874-8511	別府市上野口町 1-15	0977-21-1413
中津市	中津市役所	福祉支援課 障害福祉係	871-8501	中津市豊田町 14-3	0979-62-9802
日田市	日田市役所	社会福祉課 障害福祉係	877-8601	日田市田島 2-6-1	0973-22-8290
佐伯市	佐伯市役所	障がい福祉課 障がい福祉係	876-8585	大分県佐伯市中村南町 1-1	0972-22-4524
臼杵市	臼杵市役所	福祉課 障がい福祉グループ	875-8501	臼杵市大字臼杵 72-1	0972-63-1111
津久見市	津久見市役所	社会福祉課 障がい支援班	879-2435	津久見市宮本町 20-15	0972-82-9519
竹田市	竹田市役所	社会福祉課 障がい福祉係	878-0011	竹田市大宇会々 1650	0974-63-4811
豊後高田市	豊後高田市役所	社会福祉課 障がい福祉係	879-0692	豊後高田市是永町 39-3	0978-22-3100
杵築市	杵築市役所	市民福祉課 年金・福祉・子ども窓口係	873-0001	杵築市大字杵築 377-1	0978-62-3131
宇佐市	宇佐市役所	福祉課 障がい者福祉係	879-0492	宇佐市大字上田 1030-1	0978-27-8141
豊後大野市	豊後大野市役所	社会福祉課 障がい支援係	879-7198	豊後大野市三重町市場 1200	0974-22-3083
由布市	由布市役所	福祉課	879-5498	由布市庄内町柿原 302	097-582-1111
国東市	国東市役所	福祉課 福祉・障がい者支援係	873-0503	国東市国東町鶴川 149	0978-72-5164
姫島村	姫島村役場	健康推進課	872-1501	東国東郡姫島村 1560-1	0978-87-2177
日出町	日出町役場	介護福祉課 障害福祉係	879-1592	速見郡日出町 2974-1	0977-73-3126
九重町	九重町役場	健康福祉課	879-4895	玖珠郡九重町大字後野上 8-1	0973-76-2111
玖珠町	玖珠町役場	福祉保険課 福祉班	879-4492	玖珠郡玖珠町大字帆足 268-5	0973-72-1115

11 県の関係機関(令和6年9月現在)

名称	郵便番号	所在地	電話番号
大分県こころからだの相談支援センター	870-1155	大分市大字玉沢 908	097-541-5276
大分県障害福祉課	870-8501	大分市大手町 3-1-1	097-506-2727